

## 江戸時代における合理的思考の模索

柏 崎 順 子\*

- I 契沖の場合
- II 吉田篁墩の場合
- III 狩谷棧斎の場合

古典の研究は、解釈という作業を抜きにしては成り立たない。解釈は客観性を保持した上で進められなければならないが、研究者の主観の介入を全く排除するわけにもいかない。研究対象とする古典が文学作品である場合は、解釈は鑑賞と表裏一体で進められるために主観を排除しては研究自体が成り立たない。しかし、だからといって無制限に主観を発揮することが許されるわけではない。客観性が保持されていないければ、その解釈は研究として認められないからである。

江戸時代の古典研究がこの問題にどのように取り組んでいるのか、紙面の制約があるので一面的な考察になるが、以下に述べる。

### I 契沖の場合

契沖は「理証」と「文証」の両面から合理的・実証的に考究されたもののみを学説として承認し、「理証」と「文証」を欠落する非合理的・非実証的な言説は、世間でその道の権威者として尊崇されている者の言説であっても、憶説として厳しくそれを退けている。それが契沖の真骨頂である。

契沖が「理証」と「文証」を重んじたことを説明する上で、最も都合良く構成されているのは、『和字正濫通妨抄』の「はる<sup>ビツ</sup> 蓆」の項である。この項は、契沖が元禄八年に刊行した『和字正濫抄』に、「蓆 はちすのはひく(和名はふによりて名つく)」と記載しているのを見た橋成員が、翌九年に刊行した『倭字古今通例全書』において、「はる 蓆 苾ニ作ルニ同し 蓮ノ弱根ヲ云」と述べ、契

---

【一橋法学】(一橋大学大学院法学研究科) 第3巻第3号2004年11月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科教授

沖が示した「はひ」は仮名遣いの誤りで、正しくは「はゐ」であると主張したことに対しての反論を展開したものである。

契沖は、第一に、『和名類聚抄』巻二十に、「薔 爾雅云、其本薔、く音密。和名波知須乃波比」郭璞云、莖下白蕚く音弱く在泥中者也。」と記載されていることを指摘する。『倭字古今通例全書』は「はゐ」が正しい仮名遣いであるとするが、『倭名類聚抄』に「波比（はひ）」とするのと齟齬する説であることを指摘する。

契沖は、第二に、『延喜式』巻三十九「内膳式」に、河内国所進の荷葉に関して、「稚葉七十五枚。葉斐四把半。く並起五月中旬、尽六月中旬。」と記載されていることを指摘する。『倭字古今通例全書』に「はゐ」とするのは、『延喜式』に「波斐（はひ）」とするのと、これもまた齟齬する説であることを指摘したのである。

契沖は、第三に、『後撰和歌集』雑一に、「はちすはのはひにそ人はおもふらん世にはこひちの中におひつつ」という和歌を載せていること、これも「はひ」と書かれていること、顕昭が『袖中抄』にこの和歌を解釈して、「わろき身をはちりはひのこととおもはるる心」と述べて、「はちすはのはひ」の「はひ」を「ちりはひ（塵灰）」の「はひ」にかけて解釈していることを指摘して、これにより顕昭が「はちすはのはひ」の「はひ」と「ちりはひ」の「はひ」とは同じ仮名遣いであると意識していたことが判明すること、このことは、「はちすはのはひ」の仮名遣いが「はゐ」ではなく「はひ」であることを直接証明するものではないが、間接的に「はひ」であることを示す証となっていると述べている。

契沖によれば、第一の『倭字類聚抄』と第二の『延喜式』の例が、「はちすはのはひ」の「はひ」は、「はゐ」ではなく、「はひ」と書くのが正しい仮名遣いであることを証明する「文証」であるという。仏教の經典は「経蔵」「律蔵」「論蔵」の三蔵に分類されるが、「文証」は、その「論蔵」に分類される仏教の教義を整理・注釈・研究・要約した論書、例えば『大乘義章』などに、証拠となる経論の文言の意で使われている仏教用語で、井之口孝氏『契沖学の形成』（和泉書院、1996年7月）によれば、空海の『秘密曼荼羅十住心論』や宥快の『即身成仏義鈔』など、契沖の属する真言宗の僧侶の間で広く使われていた用語であるという。

信頼し得る文献の記載、「文証」は、最も確実な証拠で、異論を差しはさむ余地はないところから、これをもって、「はゐ」は誤りで、「はひ」が正しいと結論してもよさそうなどころであるが、契沖は、それでは証明としては未だ不十分であると考えていた。「はふ故に名つくる理証」がそろうことによって完璧な証明になると考えていたからである。

「はふ故に名つくる理証」というのは、「はちすのはひ」は泥中を横に這うように伸びる蓮の地下茎のことであるから、「はひ」という呼称は横に這うように伸びることに由来すると考えられる。動詞「はう」は、今日では「ほう」と表記することになっているが、契沖の時代においては広く「はふ」と表記されていた。成員も『倭字古今通例全書』に「はふ」と表記している。その動詞「はふ」を用いて蓮の地下茎を「はひ」と呼称することにしたのであれば、その仮名遣いは「はひ」が自然で、「はゐ」であるわけがない。「はちすのはひ」と同じように、這うように伸びることから、そのように呼称されるようになったと考えられる。「波末波非」（はまはひ、蔓荊）「波比末由美」（はひまゆみ、杜仲）も、『倭名類聚抄』は「はひ」と表記していることを見ても明らかであろう。契沖の説くところは、結論はともかく、結論を導き出す過程は理論的とはいえない。五十音図を使って動詞の活用を解明するのは谷川士清や賀茂真淵からで、契沖は未だそれに思い至ることがなかったからである。したがって、「はちすのはひ」の「はひ」は、動詞「はふ」の連用形「はひ」が名詞化したものであるというように問題をとらえることもなかったのである。

しかしながら、契沖が証明という作業に関して、事実がこうであると示すこと、すなわち文証と、事実がこうであるのはしかじかの理由によると考えられること、すなわち理証とを示すことが必要かつ十分な条件であることを自覚し、それを実行することを心懸けていたことは右の一例からも十分に推察可能であろう。

説明が前後してしまったが、契沖が、「和名・延喜式の文証」と「はふ故に名つくる理証」に並べて「灰の仮名の例証」をあげていることについて述べておく。「例証」は、井野口氏によれば、『万葉代匠記』にも「(訓詁の) 証拠となる用例」の意でしばしば使われているというが、「灰の仮名の例証」に関するかぎり、単独では十分な証拠能力を有しない用例を「文証」と区別して、「例証」と呼称

しているように思われる。万葉仮名すなわち漢字で書記された文献は、後世の乱れた仮名遣いを習慣とする書写者がそれを書写したとしても、原型が変改される恐れはほとんどないが、一般の仮名で書記された文献、『後撰和歌集』や『袖中抄』の場合は、書写者が習慣とする仮名遣いをもって原型を意識的あるいは無意識に変改してしまうことが多い。したがって、契沖がたまたま見た「袖中抄」に「ちりはひ」と書かれていたからとしても、それをもって、ただちに灰は「はひ」と表記していたことの文証、すなわち、この一例をもって確実な証拠とするわけにはいかないのである。『袖中抄』の例は、『後撰和歌集』の「はちすのはひ」の「はひ」に対して、顕昭がその「はひ」は「ちりはひ」の「はひ」と同じ仮名遣いの語と認識していたことを証するものとしては使えるが、灰は正しくは「はひ」と表記することの「文証」、確実な証拠にはならないのである。しかし、『倭名類聚抄』や『延喜式』の「文証」があって、『袖中抄』のこの例があれば、『後撰和歌集』の例も「文証」に準ずる証拠能力をもつことになる。単独では十分な証拠能力をもたなくても、他の例と組み合わせれば、なにがしかの証拠能力を発揮する、そういう事例を契沖は「例証」と称しているように見えるのである。

「文証」とその補助証拠としての「例証」、それに「理証」の両面から実証的・合理的に考究することによってのみ、真理に到達することが可能になるという契沖の信念が全く揺らぐことがなかったわけではない。例えば、『万葉集』巻二に、「一書曰、近江天皇聖体不予、御病急時、太后奉献御歌一首」として載せている「青旗の木旗の上をかよふとは眼には視れども直にあはぬかも」という歌の場合である。ちなみに、近江天皇すなわち天智天皇が病に臥されたのは、『日本書紀』によれば、崩御の年、天智天皇十年の九月（或本は八月）である。崩御は同年十二月三日である。したがって、この歌がよまれたのは、九月以降、十二月三日以前ということになる。「御病急時」というから、崩御の直前に奉献されたと考えるべきであろう。太后は倭姫王である。

契沖は、この歌について、『万葉代匠記』精撰本に、まず、「青旗の」が地名木旗（木幡）にかかる枕詞であることを説明する。次に契沖は、「此御歌下句、今ノ点ニテハ如何ナル意ヲヨマセ給ヘリトモ弁シ難シ。」と述べて、従来から行われている訓では下の句を解釈しかねると主張する。そして、「今按、目ニハ見ル

トモタニアハシカモナルヘキカ。」と新訓を提案するのである。原文「雖視」を従来は「視れども」とよんできたが、これを「視るとも」とよむことにし、原文「不相」を従来は「あはぬ」とよんできたが、これを「あはじ」とよむことにしたらどうかという提案である。

契沖のいう「今ノ点」は現代においても採用されている訓である。無理のない訓で、歌意は、木幡の上、すなわち空を、天皇が行き来されるお姿をお見かけしているが、直にお逢いする機会がないことを恨めしく思っているということになる。「今ノ点」を現代語になおす上で難渋するような箇所はひとつもない。契沖が「如何ナル意ヲヨマセ給ヘリトモ弁シ難シ」とうのは、そういうレベルの問題ではないようである。

契沖の新訓に従えば、歌意は、天皇が木幡の上空を行き来される御姿を見ることがあるとしても、直にお逢いすることはもはやあるまいということになり、倭姫王が天皇が崩御された後の日々を想定されてよまれた歌と解することになる。「御病急時」の天皇に、崩御された後の日々を想定してよまれた歌を倭姫王が奉獻されたりするであろうかという疑問が直ちに浮かぶが、その点に関しては、契沖は全く触れることがない。「今ノ点」を改めることがすべてに優先する課題であったからであろう。

このように見てくると、契沖の新訓の提案は、「今ノ点」が、「文証」なり「理証」なり、その根拠に何らかの欠陥が認められるから訂正する必要があるとして提案されたものではないことは明らかである。契沖は「今ノ点」に従うと、木幡の上空を行き来される天皇のお姿を倭姫王は実際にご覧になってこの歌をよまれたということになることに対して難色を示しているのである。契沖がその理由として挙げるのは天智天皇の登天伝説である。精撰本から引用すれば、「御馬ニメシテ天へ上ラセ給ヒケレハ、其御沓の落タル所ニ御陵ハ築レタ」という伝説である。契沖は、伝説の出典は『日本靈異記』と聞いていたらしいが、『日本靈異記』にそのようなことは記載されていない。寛治八年(1094)、以降、嘉承二年(1107)以前の成立と考えられている。『扶桑略記』巻五に、「一云、天皇駕馬幸山階郷、更無還御。永交山林、不知崩所。〈只以履沓落処為其山稜。(以下略)〉」と記載しているが、天皇登天に関しては触れることがない。しかし、安永九年

(1780) に刊行された『都名所図絵』巻三に、「御廟野」を解説して、「天智天皇御馬に召れて山科の里を狩し給ひ、忽然として登天ありし所なり。御沓の落止る所に陵をそ建けり。則御沓石とて陵の南にあり。」と記載しているので、十二世紀以降のいつのころからか、天皇登天の伝説が巷間にひろまって、それが契沖の耳にも届いていたのであろう。はじめ契沖はそれを後世の人のつくり話と思っていたようである。ところが、「今ノ点」の「目には視れども直にあはぬかも」を見ると、倭姫王は、天皇が木幡の上空を行き来されるお姿を実際にご覧になっているということになる。しかも、木幡は御陵のある山科と同じ宇治郡の地名である。ここまで暗合するとなると、倭姫王の歌は、天皇登天が、伝説ではなく、実際にあった「神異」であることを証する「文証」であるということになりかねない。しかし、天皇が木幡の上空を行き来されているというのはあり得ないことである。そのあり得ないことを倭姫王が実際にご覧になっているというのは更に信じがたいことである。倭姫王がそのような荒唐無稽な歌をよまれるはずがないとすれば、「今ノ点」が誤っているということになる。契沖はそうのように考えて新訓を提案することにしたらしい。

新訓を提案するまでの契沖の思考、議論の進め方は、通常の契沖の思考、議論の進め方とは異なっている。注釈を始めるにあたって、契沖は、まず「今ノ点」を検証したはずである。既述のように、「今ノ点」は現代において採用されているよみ方である。契沖も、その時点では、「今ノ点」に問題はないと認定したはずである。ところが、「今ノ点」に従って歌意を考えてみたところ、あり得ないこと、信じがたいことがよまれていた。通常の契沖ならば、そうであっても、所定の手続きを踏んで得られた結果ということであれば、それをそのまま受容したはずである。また、そうでなければ、「文証」「例証」「理証」にもとづいて実証的・合理的に考究するという原則を掲げた意味が失われてしまうはずである。それなのに、ここでの契沖は、所定の手続きを踏んで得られた結果が満足しかねる内容であることを理由にして、満足し得る歌意になるように「今ノ点」を改めることを提案しているのである。通常の逆の思考、議論の進め方であるというよりも、本末転倒の思考に陥っているのである。

契沖が、木幡の上空を行き来される天皇のお姿を倭姫王がご覧になるとは信じ

られないと思うことも、そのような歌を倭姫王がよまれるはずがないと思うことも、いずれも、鑑賞上の問題である。解釈の問題ではない。注釈は解釈と鑑賞との区別を明確にして進めるのが基本である。契沖もその心得で『万葉集』の注釈に取り組んでいる。にもかかわらず、どうしてこの歌の注釈においてそれが乱れてしまったのか、方法に関する認識に未だ不十分な点があったからであるとしても、それだけではないような気がする。契沖は真言宗の僧である。真摯な仏教者であったと伝えられている。「今ノ点」に従って解釈すると、天皇登天という「神異」を史実として認めなければならないことになりかねないが、それは、仏教者としては、何としても認めるわけにはいかないというような、例えば真言宗の教義に抵触するというような事情が背後にあったのではないかと想像するが、残念ながら、いまだ手がかりがつかめないでいる。

契沖の『万葉代匠記』は、古典研究全般を支える最も基礎的な研究分野の一つとされている注釈に関して、特にその方法に関してさまざまな事例を示し、問題を提起して、後の研究者に大きな影響を与えた注釈書である。江戸時代の注釈が近代的な注釈の先駆けとして評価されるような一面を備えるに至るのは、契沖に負うところが大きいのである。

## II 吉田篁墩の場合

古典研究全般を支える最も基礎的な研究分野として、鑑別すなわち資料の批判的研究と、校勘すなわち本文の批判的研究とを重視しなければならないことを、江戸時代に始めて提唱したのは、契沖に一世遅れて学界に登場した吉田篁墩である。篁墩は、鑑別と校勘を専門とする学問を「考拠の学」と唱えたという。

東条琴台が明治十七年に刊行した『先哲叢談続編』巻十二に、篁墩に関する逸話が集めてあるが、その中に、「篁墩博通之余、能弁書画之真偽、傍成古器新旧之鑑定。」という記事がある。篁墩は物事にひろく通じていて、書画が本物であるか偽物であるかを判定することができ、おまけに骨董の新旧の鑑定まで行っていたというのである。一朝一夕に身に付く見識ではないから、若い頃から、古書画や古器に強い関心を抱いていたのであろう。水戸藩の儒者立原翠軒に送った篁墩の書簡を編集した『艾峰書簡』と題する書簡集が、国会図書館や静嘉堂文庫、

早稲田大学などに所蔵されている。艾峰は篁墩の号である。その第一冊に、篁墩三十三才の安永六年（1777）九月二十九日付の書簡が収録されていて、それに、「僕、近購得宋刻晋書。書様極闊、字画極大。各卷末有音義。且、敬讓玄敦貞慎等、字闕省一画。紙色古雅。惜亡逸十卷、見有百二十卷。捐衣食之資得之。」と報じている。近頃宋板『晋書』を購入した。ゆったりと大きな字で印刷されていて、各卷末に「音義」が附録されており、敬・讓・玄・敦・貞・慎など皇帝の諱の字は最後の画を省く宋板の特徴をそなえていて、紙も当時のものらしい古雅な色をしている。惜しいことに、全百三十巻のところ、現存百二十巻の欠本である。生活費にあてるべき金で買ってしまったというのである。当時の篁墩は事件をおこして小普請すなわち非役の医者に降格され、三人扶持に減給されたときであった。そういうときに、廉価であったはずがない宋板『晋書』を購入したというのであるから、篁墩の古書に対する執心が並はずれていたことは確かであるし、欠画のことなど、宋板鑑定をつばを当時すでに心得ていたということからも、篁墩の古書蒐集の奥の深さが推察されよう。こういう事例から、三十代前半の篁墩が既に広く物事に通じていたらしいことが知られているが、そのころは未だ、篁墩自身、本業は医者で、経書をまなび、古書や古書画の蒐集に手を染めてはいたものの、それは余技と意識していたようである。

篁墩の意識が変わるきっかけとなったのは、太宰春台校刊『古文孝経孔子伝』と、山井鼎撰・荻生観補刊『七経孟子考文補遺』が中国に伝わり、『四庫全書』に収められたことを知ったことである。『古文孝経孔子伝』は中国においては、早くに散逸したと信じられていたテキストである。それが、日本に現存していることを知った中国の学者が、貴重なテキストと認定して、『四庫全書』に収めることにしたのである。また、『七経孟子考文補遺』は、『周易』『尚書』『毛詩』『礼記』『春秋』『論語』『孝経』の七経と『孟子』について、山井が明・崇禎（1628～44）中汲古閣刊『十三経注疏』を底本とし、足利学校所蔵の南宋刊本や古抄本をもって比較して撰述した『七経孟子考文』に、荻生観が更にその他の善本をもって比較して撰述した「補遺」を合わせて刊行したもので、中国ではかつて例を見ない経書の精密な校異として高く評価され、『四庫全書』に収められることになったのである。春台の業績は善本の復刻である。資料の批判的研究の成



果である。鼎・観の業績は経書の校勘、注を含む本文の批判的研究の成果である。経書の研究にはさまざまな分野があるが、日本人の業績が経学の本場中国において認められたのはこの二つの研究分野においてであること、それは中国では入手し難い経書の善本が日本には多く現存しているところからなし得た研究であること、しかもこの二つの研究分野は経学の最も基礎的な研究分野であるから、中国の学者の注目するところとなり易いこと、そのような思いが篁墩の脳裏をよぎったのではないだろうか。

篁墩が鑑別と校勘を専門とする経学を専攻することを決意したのは四十歳のときである。それから五十四歳で亡くなるまでにこの著作のうち、最も優れた業績として認められているのが、寛政三年（1791）四十七歳のときに刊行した『論語集解考異』である。『論語』の注釈は漢代以来、多くの学者によって試みられてきたが、散逸し完本が伝わるのは三世紀に魏の何晏が著わした『論語集解』が最も古いものである。六世紀に梁の皇侃が著した『論語義疏』は『論語集解』のいわば再注釈で、中国では逸亡したが、日本には現存している。また、十世紀に宋の邢昺が著した『論語正義』も『論語集解』の再注釈で、これは叢書『十三経注疏』に収められ、普及した。篁墩が『論語集解』の「考異」すなわち校勘を試みたのは現存最古の『論語』の注釈書であるからである。

校勘は国初旧版本（要法寺版）を底本とし、卷子古鈔本（所謂菅家本）・篁墩蔵旧版大字本（正平版）・藤原貞幹蔵大永四年（1524）鈔本・永祿六年（1563）鈔本・天文二年（1533）清原宣賢校刊本（阿佐井野）・国訓本（江戸時代初期刊、総振り仮名付訓本）・伊藤東涯校刊本の七本をもって校合している。そのほかにも、『開成石経』・陸徳明『經典釈文』・皇侃『論語義疏』・邢昺『論語正義』・朱熹『論語集注』との異同も調査している。

校勘の目的は原型の再建である。そこで問題になるのは、『論語』の本文の扱いである。例えば「八佾第三」の『論語集解』は「哀公問主」に作っている箇所である。『經典釈文』によれば、二世紀、後漢の鄭玄が著した『論語鄭注』には「哀公問主」に作っているという。そのほかにも『論語集解』以前に成立した諸本の中に「哀公問主」に作っている本があるという。こういう異文をどう処理するかという問題である。篁墩は、『論語集解校異』を著した目的は『論語集解』

の原型再建に資するためであって、『論語』の原型再建に資するためではない、したがって、右のような異文は当面の校勘の対象にならないという。『論語集解』成立以前の『論語』に関しては、断片的な情報しか得られない以上、研究としての校勘の対象とするわけにはいかないと考えていたようである。

また、篁墩は、「学而第一」の子貢の問に対して孔子が答えた言葉のうち、『論語集解』は「貪而楽道」と作っている箇所を、邢昺『論語正義』・朱熹『論語集注』に「貪而楽」に作っていることを採り上げて諸旧注本はもちろん、『史記』や『後漢書』にも「貪而楽道」と引用しているので、両書の誤脱と考えたくなるが、『論語集解』に引用する鄭玄の注は「楽謂志於道」となっており、鄭玄が「楽」で句を区切っているところを見ると、『論語鄭注』の本文は「貪而楽」であったと考えられることを指摘して、簡単に両書の誤脱と決めつけるわけにはいかないといひ、テキストは学派によって伝授が異なること、従って校勘にあたっては常にそのことを念頭において、決して結論を急いではならないとも強調している。

以上の二例は、篁墩が校勘すなわち本文批判の原則に関して、現代の理論にも通じるころまで考察していたことをうかがわせる事例である。東条琴台が鑑別・校勘を専門とする考拠の学は篁墩に始まるとする所以であろう。

### Ⅲ 狩谷掖斎の場合

鑑別すなわち資料の批判的研究と校勘すなわち本文の批判的研究とが古典の研究における最も基礎的な研究分野であるという認識が学者の間に浸透し始めるのは、篁墩の没後、十九世紀にはいつてからのことである。しかし、鑑別も校勘も希観の古書を扱うことの多い研究分野である。幕府・諸大名や社寺の蔵書を利用し得る立場にいた学者でなければ、志があっても、資力が伴わないかぎり、たずさわることができない研究分野である。

そういうときに、篁墩の意志を実現するために生を受けたかのごとく学界に登場したのが狩谷掖斎である。掖斎は書物問屋仲間南組に属する書物問屋に生まれて、幼時から書物に親しんでいた上に、二十五歳のとき、本家にあたる米問屋津軽屋を相続することになった。津軽屋は『持○長者番付』すなわち金持ちの番付

に載るほどの豪商である。四十一歳で隠居するまでの間に、椋齋は希観の古書の蒐集においては江戸随一といわれるほどの蔵書家になった。

隠居する半年前の文化十二年(1815)五月、椋齋は、江戸の学者・蔵書家を自宅に招いて、各自持ち寄った古書を陳列し、書誌学的に調査・検討する研究会求古楼展観を開催した。好評であったらしく、翌十三年閏八月までに、少なくとも十一回開催されたようである。出陳された古書は、個人の蔵書ばかりでなく、昌平坂学問所の蔵書や足利学校の蔵書にまで及んでいる。しかるべき人脈を利用して実現させたのであろう。

椋齋は、晩年にも、古書会と称して同様の研究会を開催している。そこで育ったのが、後に日本に現存する漢籍貴重書の解題目録『経籍訪古志』の編輯主幹を務めた渋江抽斎・森枳園である。

椋齋は新たに古書を購入すると、ただちに、既に所蔵している別本や友人が所蔵している善本をもって校合し、購入した古書の研究資料としての価値を確認している。校合は煩瑣で面倒な作業である。必要に迫られなければ敬遠したい作業である。それを椋齋は若年の頃から習慣としていた。ただ単に読書するよりも、どちらの異文が著者の真意を伝えているか考えながら読む方が注意が隅々まで行き渡り、実のある読書となると考えていたのであろうか。いすれにしろ、並の人間とは異なる成長過程を経たようである。

椋齋の代表的業績の一つ『日本靈異記』の研究は、神の試練と言いたくなるようなところから始められている。小泉道氏の『日本靈異記諸本の研究』によれば、椋齋が始めて入手した本は、『日本靈異記』の諸本の中でも最も粗笨な本であったという。校勘を得意とする者に、寄りによって最も粗笨な本が与えられたのである。椋齋は、塙保己一のもとで『群書類従』の編纂に従事していた屋代弘賢から、当時知られていた最善本高野本・真福寺の写本を借りるなどして校訂本を作製し、引き続きその校訂の根拠を明らかにした注釈書『日本靈異記考証』を完成している。校訂本は『群書類従』に収められて刊行され、『日本靈異記考証』は文政三年(1820)に書物問屋万笈堂から刊行された。

『日本靈異記考証』は「文証」「例証」「理証」を重んじて執筆している点においては、契沖の精神を継承する注釈書として認められるが、注釈書でありながら、

解釈や、特に鑑賞に及ぶことがない点は大きく相違している。

椋斎が『日本靈異記考証』を執筆した第一の目的は、『群書類従』に収められた校訂本『日本靈異記』の校訂の根拠を明らかにすることであった。『群書類従』は信頼し得る本文を提供することを目的に編集された叢書であるが、校訂の根拠を示す「考異」は併載しないことにしていた。恐らく経済的理由からであろう。しかし、椋斎は、「考異」を併載しない校訂本を出版することは、学術書の出版としては不完全であると考えていた。『日本靈異記考証』は、校訂本『日本靈異記』の校訂したすべての箇所について、詳細に校訂の根拠を解説しているのである。

『日本靈異記考証』執筆の第二の目的は、所収の説話にあらわれる人名や地名、また事物や事件に関する「文証」もしくは「例証」を提示することであった。所収の説話についての椋斎自身の解釈・鑑賞を示すことよりも、解釈・鑑賞の資となる「文証」「例証」をすべて提示するほうが読者にとって有益であろうと考えたからである。解釈・鑑賞は不動のものではない。著者自身、のちに考えを改めることもある。揺れ動く可能性のある解釈・鑑賞を陳述するよりも動く可能性のない「文証」「例証」を提示するのが学術書のあるべき姿なのではないかと椋斎は考えていたようである。椋斎が「考証」と称するのは、そのような目的で「文証」「例証」を提示することをいうと解されるのである。言いかえれば、椋斎のいう「考証」とは、古典に記載されていることが他書に記載されていることをもって裏付けられるか否か、それを検証することである。いわば内容批判である。椋斎は、主観のまじりやすい解釈・鑑賞の代わりに、考証すなわち内容批判を鑑別すなわち資料批判・校勘すなわち本文批判と並ぶ古典研究の最も基礎的研究分野として位置づけることを構想していたように思われる。

江戸時代の研究者の試みは維新の動乱のために結実するにいたらなかったが、順調に発展していれば、日本独自の古典研究の理論を構築することが可能であったかに思われてならないのである。

本稿は平成十三年の法学研究科公開講座「近代を思考／志向する言語」での講演をもとに、具体的な資料を盛り込んで講演の内容を増補改訂したものである。